

川重冷熱工業株式会社

大阪本社 Tel. 06-6325-0300 www.khi.co.jp/corp/kte/



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 川重冷熱工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 能美伸一郎
(JASDAQ コード番号 6414)
問 合 先 取締役企画室長 螺澤雅人
T E L (06) 6325-0300

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第46期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成29年5月に取締役会にて決定する予定です。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単위를100株に集約するための取組みを進めており、平成27年12月、100株単位への移行期限を平成30年10月1日に決定しました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法第195条第1項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

ただし、この定款の一部変更は、後記2.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合(以下、「本株式併合」)を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、本株式併合の割合に応じて、現行の56百万株から28百万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の比率 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年9月30日)	16,830,000株
今回の併合により減少する株式数	8,415,000株
株式併合後の発行済株式総数	8,415,000株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、

「併合前の発行済株式総数」に本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合後の発行可能株式総数 28,000,000 株(併合前:56,000,000 株)

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)に上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	649名(100.0%)	16,830,000株(100.0%)
2株未満(1株)	21名(3.2%)	21株(0.0%)
2株以上	628名(96.76%)	16,829,979株(100.0%)

本株式併合を行った場合、保有株式数2株未満の株主さま21名(その所有株式の合計は21株。平成29年3月31日現在。)が、株主たる地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記2. に記載の本株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,600</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,800</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株と する。

4. 主要日程

平成29年4月28日	取締役会
平成29年5月(予定)	取締役会(株主総会招集決議)
平成29年6月29日(予定)	第46期定時株主総会
平成29年10月1日(予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A2. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約するための取組みを進めており、平成27年12月、100株単位への移行期限を2018年10月1日に決定しました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位(売買単位あたりの価格)を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3. 株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に2分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。

また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日(平成29年10月1日(予定))の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	1,000株	10個	なし
例②	1,100株	1個	550株	5個	なし
例③	374株	なし	187株	1個	なし
例④	100株	なし	50株	なし	なし
例⑤	3株	なし	1株	なし	0.5株
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.5株

- ・例②、例③、例④、例⑤において発生する単元未満株式(例②・④は50株、例③は87株、例⑤は1株)につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
 - ・例⑤、例⑥において発生する端数株式(例⑤・例⑥とも0.5株)につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて交付いたします。
 - ・例⑥のように効力発生前のご所有株式数が1株の場合は、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。
- なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは株主様が口座を開設されている証券会社にお問い合わせください。

Q4. 併合後の1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

A4. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A5. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社様または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A6. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は2倍になります。

従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さま所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A7. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A8. 次のとおり予定しております。

平成29年6月29日 第46期定時株主総会

平成29年9月26日＊ 1,000株単位での最終売買日

平成29年9月27日＊ 100株単位への売買開始日

平成29年10月1日＊ 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年11月＊ 株主さまへ株式併合割当通知発送

平成29年12月＊ 端数処分代金のお支払い

＊ 平成29年6月に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q9. 株主は何か手続きしなければならないのですか。

A9. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031 (通話料無料)

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

以上